

第Ⅲ章 計画の推進体制

第Ⅲ章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

市長を本部長とする「石巻市男女共同参画推進本部」において、男女共同参画について総合的かつ効果的な推進を図ります。また、「石巻市男女共同参画推進本部幹事会」においては、必要に応じて検討委員会を置くなど、男女共同参画の推進に関し必要な調査や研究を行い、実効性のある施策を展開します。

2 石巻市男女共同参画推進審議会

市長の諮問に応じ設置する「石巻市男女共同参画推進審議会」では、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要な意見や提言を行います。本市では、審議会からの意見や提言を受け、施策のより効果的な推進を図ります。

3 市民、事業者、地縁団体等との協働

市民、事業者、地縁団体、市民活動団体等との協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

4 関係機関との連携

国、県、近隣市町及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。
また、女性活躍推進会議での意向を参考に計画の推進を図ります。

5 計画の進行管理

推進状況については、年度ごとに事業実施状況を検証・評価し、次年度の施策のより効果的な推進に反映させるとともに、市民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。

6 計画の推進体制図

